

# 入札説明書

令和○年度△△で使用する  
電気の調達

[全省庁共通電子調達システム対応]

○ ○ 省

## はじめに

本令和○年度△△で使用する電気の調達の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の関係法令及び〇〇省入札心得（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1. 契約担当官等

支出負担行為担当官 役職 氏名

### 2. 競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量 令和○年度△△で使用する電気の調達 一式

(2) 特質等 別添2の仕様書による。

(3) 使用期間 自 令和○年○月○日 0:00

至 令和○年○月○日 24:00

(4) 需要場所 別添2の仕様書による。

(5) 入札方法

本件は、価格と環境配慮点の総合評価によって落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。

ア. 入札書に記載する金額は、別添2の仕様書（9）入札金額算出方法に記載の方法により算出した値とすること。

イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

※ 入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引又は割増及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

(6) 入札保証金及び契約保証金 免除

### 3. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。

(4) 令和07・08・09年度〇〇省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、開札時まで「A」、「B」又は「C」級に格付されている者であること。

(5) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 二酸化炭素排出係数、供給する電気に占める再生可能エネルギー電気の割合、電源

構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示、並びに供給する再生可能エネルギー電気が発電された発電施設又は環境価値の由来となった発電施設に関し、別添3別紙2及び別紙3を提出すること。

(7) (4) 以外の等級に格付けされている者であって、「技術力ある中小企業者等の入札参加機会拡大について（平成12年10月10日）政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定」の要件を充たす者であること。

具体的には以下ア～オのいずれかを充たす者であること。

ア. 本公告と同等以上の仕様の役務の提供等をした実績等を証明できる者

イ. 資格審査の統一基準における統一付与数値合計に以下の技術力評価の数値を加算した場合に、本公告における等級に相当する数値となる者

項目	区分	加算数値
特許保有件数 (本公告に係る役務の提供等に関する特許)	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
技術士資格保有者数 (本公告に係る役務の提供等に携わる従業員)	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
技能認定者数(特級、1級、単一等級) (本公告に係る役務の提供等に携わる従業員)	1～2人	3
	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注1. 特許には、海外で取得した特許を含む。

2. 技術士には技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち、文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ. 中小企業技術革新制度（SBI R）の特定補助金等の交付先中小企業者等であり、本公告に係る役務の提供等の分野における技術力を証明できる者

エ. 株式会社産業革新投資機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、本公告に係る役務の提供等の分野における技術力を証明できる者

オ. グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup）に選定された事業者であり、本公告に係る役務の提供等の分野における技術力を証明できる者

(8) ○○省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

(9) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

#### 4. 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

〒000-0000 住所

施設名

電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(2) 入札説明会の日時及び場所

開催しない。

## 5. 入札に関する質問の受付

(1) この入札説明書、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い〇〇省入札心得に定める様式5による書面を提出すること。

ア. 提出期限 令和〇年〇月〇日 (〇) 〇時まで

(持参の場合は、〇時から〇時を除く)

イ. 提出場所 4. (1) の場所

ウ. 提出方法 持参、又は電子メール (メールアドレス) により提出すること。

なお、電子メールで提出した場合には、〇〇に提出した旨を連絡すること。

(2) (1)の質問に対する回答は、令和〇年〇月〇日 (〇) までにメールにより行う。

## 6. 入札者の義務等

この入札に参加を希望する者は、別添3別紙1、別紙2及び別紙3、別添4別紙1の提出にあわせて、〇〇省競争参加資格 (全省庁統一資格) 審査結果通知書の写し、燃料費等調整額の算定緒言、3. (7) に該当する者は〇〇省所管契約事務取扱要領に記載しているそれぞれに必要な書類を次に従い提出すること。なお、電子入札をする予定の者は、7. (2) ア. に留意すること。

(1) 提出期限

令和〇年〇月〇日 (〇) 〇時まで

(持参の場合は、〇時から〇時を除く)

(2) 書面による提出の場合

ア. 提出方法 持参又は郵送によって提出すること。

ただし、郵送する場合には、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

イ. 提出場所 4. (1) の場所

ウ. 部数 1部 (提出書類を綴じ込んだ一式)

(3) 電子による提出の場合

ア. 提出方法 電子ファイル (PDF形式) により、電子メール\*1で送信、

DVD-ROM等に保存して持参又は郵送\*2、又は電子調達システム上\*3で提出すること。電子メールで提出した場合には、環境省からの受信連絡メールを必ず確認すること。

\*1 電子メール1通のデータ上限は7MB (必要に応じ分割すること)

\*2 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

\*3 電子調達システムのデータ上限は10MB

イ. 提出場所 電子メールの場合: メールアドレス

DVD-R等の持参又は郵送の場合: 4. (1) の場所

電子調達システムの場合：電子調達システム上

(4) 審査結果通知は、令和〇年〇月〇日 (〇) までに通知する。

## 7. 競争執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出期限及び提出場所

期限 令和〇年〇月〇日 (〇) 〇時〇分

場所 4. (1) の場所

(2) 入札書の提出方法

ア. 電子調達システムによる入札の場合

7. (1) の日時までに同システムにより入札を行うものとする。

電子調達システムにより入札をする予定の者については、同システムにより、〇〇省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書をPDF化し、証明書として令和〇年〇月〇日 (〇) 〇時までに提出すること。

イ. 書面による入札の場合

〇〇省入札心得に定める様式2による電子入札案件の紙入札方式での参加についての書面を令和8年〇月〇日 (〇) 12時までに4. (1) の場所へ持参又は電子メール（メールアドレス）により提出すること。

入札に当たっては、〇〇省入札心得に定める様式1による入札書及び〇〇省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写しを7. (1) の日時及び場所に持参すること。入札書を電話、FAX、郵送等により提出することは認めない。

なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

(4) 開札の日時及び場所

日時 令和〇年〇月〇日 (〇) 〇時〇分

場所 住所  
施設名

## 8. 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した入札者であって、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、契約を履行できると支出負担行為担当官が判断した者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、別添4に示す方法により算出した総合評価点が最も高い者を落札者とする。

## 9. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約

したものとして取り扱うこととする。

## 10. 人権尊重の取組について

本調達に係る入札希望者及び契約者は、『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日 ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

## 11. その他

### (1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、開札場において発表するとともに、政府電子調達システム (GEPS) ホームページで公表するものとする。

### (2) 契約締結日

契約締結日は令和○年○月○日とする。

### (3) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

政府電子調達システム (GEPS) ホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>  
ヘルプデスク 0570-000-683 (ナビダイヤル) 受付時間 平日 9時00分～17時30分

### (4) 本調達は、令和○年度予算に係る調達であることから、予算の成立以前においては、落札予定者の決定となり、予算の成立等をもって落札者としてすることとする。

また、契約締結日までに令和○年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は、予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。

## ◎ 添付資料

- ・別紙1 ○○省入札心得
- ・別添1 契約書（案）
- ・別添2 仕様書
- ・別添3 競争参加資格確認関係書類
- ・別添4 電気の供給を受ける契約における総合評価落札方式の評価方法

## 環境省入札心得 (物品役務 総合評価落札方式)

### 1. 趣旨

環境省の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

### 2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

### 3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

### 4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札を行う場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札を行うこと」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

### 5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとする。
- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官環境省大臣官房会計課長殿と記載）及び

「《開札\_\_日にち》開札 [《件名》《再度公告か否か》] の入札書在中」と朱書きして、入札の日時及び場所に持参すること。

- (3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札を行うこと。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札の情報が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

## 7. 代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状及び環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写しを持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

## 8. 代理人等の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

## 9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人等を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあつては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

## 10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の行動をする等の場合であつて、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

## 11. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会がない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札を行った場合には、入札者又は代理人等の入札（再度入札を含む）についての権限を持つ者が、開札時刻に端末の前で待機し、契約担当官等からの電話を受けられる体制を取らなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、契約担当官等が、入札者に再度の入札を希望するか確認を行い、再度の入札の希望がある場合は、直ちに再度の入札を行うものとする。《再度入札について@入札心得》なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかったり、契約担当官等からの電話を受けられる状態ではなかったり、指定時刻までに再度入札が確認できなかったりした場合は、再度入札を辞退したものとみなす。ただし、別途指示があった場合は、当該指示に従うこと。

## 12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

## 13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

## 14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

## 15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

## 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。



# 内 訳 書

〔需要場所〕 ○○で使用する電気の調達

年 月	①基本料金		
	単価(a) (円/kW)	予定契約電力(b) (kW)	金額 (a) × (b) × 12月
令和8年4月 ～令和9年3月		380	

年 月	②電力量料金		
	単価(a) (円/kWh)	予定使用電力量(b) (kWh)	金額 (a) × (b)
令和8年4月		124,000	
令和8年5月		116,000	
令和8年6月		130,000	
令和8年7月		133,000	
令和8年8月		119,000	
令和8年9月		134,000	
令和8年10月		120,000	
令和8年11月		126,000	
令和8年12月		93,000	
令和9年1月		96,000	
令和9年2月		77,000	
令和9年3月		79,000	

年 月	③燃料費等調整額		
	単価(a) (円/kWh)	予定使用電力量(b) (kWh)	金額 (a) × (b)
令和8年4月		124,000	
令和8年5月		116,000	
令和8年6月		130,000	
令和8年7月		133,000	
令和8年8月		119,000	
令和8年9月		134,000	
令和8年10月		120,000	
令和8年11月		126,000	
令和8年12月		93,000	
令和9年1月		96,000	
令和9年2月		77,000	
令和9年3月		79,000	
		合 計	

・ 必要な場合は、契約プランの内容に応じて項目を追加等すること。

△△で使用する電気の調達に係る総価

¥

---

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
環境省大臣官房会計課長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者役職・氏名

電子調達案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名：《件名》《再度公告か否か》
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由  
(記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E - m a i l :

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
環境省大臣官房会計課長 殿

住 所  
(委任者) 会 社 名  
代表者役職・氏名

代理人住所  
(受任者) 所属(役職名)  
氏 名

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 《件名》《再度公告か否か》の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E - m a i l :

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
環境省大臣官房会計課長 殿

代理人住所  
(委任者) 所属(役職名)  
氏 名

復代理人住所  
(受任者) 所属(役職名)  
氏 名

当社 を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

《件名》《再度公告か否か》の入札に関する一切の件

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E - m a i l :

入札辞退届

支出負担行為担当官  
環境省大臣官房会計課長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者役職・氏名

《件名》《再度公告か否か》に係る入札を辞退します。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E - m a i l :

## 質問書

業 務 名	《件名》
会 社 名	
住 所	
担 当 者	部署名： 氏 名：
担当者連絡先	TEL：
	E-mail：
質 問 事 項	

(保有個人情報の取扱いがある場合)

様式6

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

環境省大臣官房会計課長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者役職・氏名

《件名》に係る個人情報の管理について

《件名》に係る個人情報の管理の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

1. 個人情報の適切な管理のための措置

環境省保有個人情報等管理規程を遵守し、個人情報の適切な管理のための措置を別添の通り実施します。

2. 管理体制及び実施体制

※個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合は体制図にその旨明記してください。

個人情報管理責任者			
氏 名			
所 属		役 職	
連絡先	TEL :	E-mail :	

個人情報管理担当者			
氏 名			
所 属		役 職	
連絡先	TEL :	E-mail :	

体制図
-----

### 3. 検査

本業務において取り扱う個人情報の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、環境省担当官による実地検査等が実施される場合には、適切に対応いたします。

なお、本業務における個人情報を取り扱う業務の実施計画は以下のとおりです。

#### <実施計画>

※環境省担当官が実地検査等の実施時期を検討するにあたり参考となるよう、業務スケジュールを記載してください。

### 4. 個人情報に係る不適正管理事案発生時の対応

### 5. その他

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

E - m a i l：

(再委任等を申請する場合)

様式7

## 再委任等承諾申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
環境省大臣官房会計課長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者役職・氏名

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委任等したく、本件契約書第5条の規定に基づき承諾を求めます。

### 記

- 1 業務名：《件名》
- 2 契約金額：
- 3 再委任等を行う業務の範囲：
- 4 再委任等を行う業務に係る経費：
- 5 再委任等を必要とする理由：
- 6 再委任等を行う相手方の商号又は名称及び住所：
- 7 再委任等を行う相手方を選定した理由：

担当者等連絡先

部 署 名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

E - m a i l：

(保有個人情報の取扱いがある場合)

様式8

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

環境省大臣官房会計課長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者役職・氏名

《件名》における再委任等業務に係る個人情報の管理について

《件名》における再委任等業務に係る個人情報の管理の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

1. 再委任等を行う業務の範囲

2. 個人情報の適切な管理のための措置

環境省保有個人情報等管理規程を遵守し、個人情報の適切な管理のための措置を別添の通り実施します。※社内規程等あれば添付

3. 管理体制及び実施体制

※個人情報の取扱いに係る業務を再々委託する場合は体制図にその旨明記してください。

個人情報管理責任者			
氏 名			
所 属		役 職	
連絡先	TEL :	E-mail :	

個人情報管理担当者			
氏 名			
所 属		役 職	
連絡先	TEL :	E-mail :	

体制図
-----

#### 4. 検査

本業務において取り扱う個人情報の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、環境省担当官又は〇〇〇（環境省契約相手方）による実地検査等が実施される場合には、適切に対応いたします。

なお、本業務における個人情報を取り扱う業務の実施計画は以下のとおりです。

##### <実施計画>

※環境省担当官が実地検査等の実施時期を検討するにあたり参考となるよう、業務スケジュールを記載してください。

#### 5. 個人情報に係る不適正管理事案発生時の対応

#### 6. その他

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E - m a i l :

## 契 約 書 (案)

1. 件 名 △△で使用する電気 (契約電力〇〇kW)
2. 履行場所
3. 履行期限又は契約期間 契約日から令和〇年〇月〇日 (〇)
4. 契約金額 別記単価表のとおり
5. 契約保証金

発注者 (以下「甲」という。) と受注者 (以下「乙」という。) は、△△で使用する電気 (契約電力〇〇kW) (以下「業務」という。) に関し別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所  
支出負担行為担当官  
所属  
氏名

乙

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約の各条項を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、別添の仕様書に基づき、甲が使用する電力の需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(契約金額)

第3条 本契約書に別に定めるものを除き、乙は本契約を履行する上で要する一切の費用を負担する。

(需要場所及び期間)

第4条 乙が電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする。

場 所 仕様書に記載する場所とする。

期 間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日

(契約保証金)

第5条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(使用電力量の増減)

第6条 甲の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力)

第7条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が500kW以上となる場合は、甲乙協議の上、契約電力を決定するものとする。

(計量及び検査)

第8条 乙は、原則として毎月末日の24時（以下「計量日」という。）に使用電力量を算定し、甲がそれぞれ指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定)

第9条 料金の算定は1月ごとに、その使用電力量等に応じて行う。

(料金の請求及び支払)

第10条 乙は、第8条に定めた検査終了後、支払請求書を作成（円未満の端数切り捨て）し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に乙に対価を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第11条 甲は、第10条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責めに帰すことのできない事由によるものであるときは、当該事

由の継続する期間は遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(事情変更)

第12条 甲及び乙は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、甲乙協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面により定めるものとする。

(是正措置)

第13条 この契約に基づき乙が甲に供給する再生可能エネルギー電気が発電された発電施設又は環境価値の由来となった発電施設を設置又は運転する発電事業者が設置又は運転を行う再生可能エネルギー発電施設のいずれかにおいて、その設置又は運転に関して事業計画策定ガイドラインで示される主な関係法令リストに掲げられる法令等の違反が明らかになった場合、乙は、当該発電事業者が発電する再生可能エネルギー電気又は環境価値の甲に対する供給を停止するとともに、その代わりとして、違反が認められない他の発電事業者が発電する再生可能エネルギー電気又は当該電気に由来する環境価値を供給しなければならない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 天災その他避けることができない事変によらないで、電気の供給をする見込みがないと明らかに認められるとき。

二 正当な事由により解約を申し出たとき。

三 本契約の履行に関し、乙又はその従業員、使用人等に不正な行為があったとき。

四 前各号に定めるもののほか、本契約条項に違反し、又は、本契約の目的を達することができないと明らかに認められるとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - 四 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為
  - 五 その他前各号に準ずる行為
- 4 第13条の規定により、甲が乙に対し、是正措置を行うよう求めたにもかかわらず、相当の期間内にこれが行われないうときは、甲は何らの催告を要することなく、この契約の全部または一部を解除することができる。

(違約金等)

- 第15条 天災その他避けることができない事変又は第14条第1項第2号の規定によらないで乙の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合は、乙は、当該日から契約期間満了までに係る予定使用電力量に第3条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額と契約電力に契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額の合計額の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。
- 2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
  - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - 三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

4 乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

5 第1項、第2項及び第3項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

#### （損害賠償）

第16条 甲は、第14条の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

#### （表明確約）

第17条 乙は、第14条第2項各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

#### （不当介入に関する通報・報告）

第18条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

#### （担保責任）

第19条 甲は、引渡しを受けた後1年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

#### （秘密の保全）

第20条 乙は、この契約によって知り得た内容を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

#### （債権譲渡の禁止）

第21条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

#### （紛争又は疑義の解決方法）

第22条 この契約条項又はこの契約に定めのない事項について、紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

## 仕 様 書 (例)

### 1. 概 要

- (1) 件名                    ○○○○庁舎で使用する電気の調達  
(2) 需要場所              ○○○○庁舎  
                                 ○○県○○市○○ ○丁目○番○号  
(3) 業種及び用途        官公署 (事務所)

### 2. 仕 様

供給先各官署に供給する電気のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気の割合が100%を満たすこと。また、その環境価値について、甲に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

\*参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2026-01/2025%20RE100%20Technical%20Criteria-Japanese%20%201.pdf>

また、入札説明書別添3別紙2において開示した再生可能エネルギー発電施設で発電された電気及び当該電気に由来する環境価値を供給すること。

#### (1) 供給電気方式等

- ① 供給電気方式            : 交流3相3線式  
② 供給電圧 (標準電圧)    : ○○○V  
③ 計量電圧 (標準電圧)    : ○○○V  
④ 標準周波数              : ○○Hz  
⑤ 受電方式                 : ループ受電方式  
⑥ 蓄熱式負荷設備の有無 : 無

#### (2) 契約電力、予定使用電力量

- ① 予定契約電力            : ○○○kW  
(ただし、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)  
② 予定使用電力量         : ○○○○kWh  
(月別の予定使用電力量は別紙1のとおり。)

#### (3) 使用期間

令和○○年○○月○○日0:00 から 令和○○年○○月○○日24:00まで

(4) 電力量等の計量

- ① 自動検針装置 : 無
- ② 電力会社の検針方法 : 訪問検針
- ③ 電力量計構成 : 電力需給用複合計器 (普通級)

(5) 需給地点

○○○電源側接続点。

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(8) 電気料金の算定方法

電気料金の算定は、次に掲げる方法により行うものとする。

※調達者は料金体系の設定に応じてア、イまたはウを選択して記載。

料金体系を絞りたい場合はいずれかを選択して記載し、その限りでない場合 (出来るだけ応札者を確保したい場合) はア～ウの全てを記載することにより、多様な料金体系を提供する事業者が応札できる。

電気料金の計算は、次の①—1、①—2、①—3及び①—4を合計して得た金額とする。

※入札金額は発注者が提示する予定使用電力量から算出し、①—1、①—2、①—3を合計して得た金額とする想定。

ア 電力量料金：固定単価、燃料費等調整額：旧一般電気事業者の算定諸元に準じる場合

①—1 基本料金

契約ごとに月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。なお、基本料金が設定されていない場合は、当該基本料金を0円とみなして算定するものとする。

①—2 電力量料金

契約ごとに月ごとに電力量料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

①—3 燃料費等調整額

各月の燃料費等調整額は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定諸元に準じるものとする。契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料費等調整額には当該地位を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

#### ① ー4 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

#### ② 単価の単位

単価の単位は1円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入することとする。

#### ③ 消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

イ 電力量料金：固定単価、燃料費等調整額：独自に定める算定諸元での算出を認める場合

#### ① ー1 基本料金

契約ごとに月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。なお、基本料金が設定されていない場合は、当該基本料金を0円とみなして算定するものとする。

#### ① ー2 電力量料金

契約ごとに月ごとに電力量料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

#### ① ー3 燃料費等調整額

受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。なお、燃料費等調整額が設定されていない場合は、当該燃料費等調整額を0円とみなして算定するものとする。契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料費等調整額には当該地位を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

#### ① ー4 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

#### ② 単価の単位

単価の単位は1円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入することとする。

#### ③ 消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

ウ 電力量料金：市場連動、燃料費等調整額：独自に定める算定諸元での算出を認める場合

#### ① ー1 基本料金

契約ごとに月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。なお、基本料金が設定されていない場合は、当該基本料金を0円と

みなして算定するものとする。

#### ①-2 電力量料金

契約ごとに定める従量料金単価に30分ごとのJEPXエリアプライスの実績単価にスポット取引手数料単価、託送料金単価を含む管理費単価、環境価値単価（非化石証書単価）を加えた額に、当該契約に係る施設の同日同時刻帯の30分使用電力量※の実績を乗じて算定するものとする。

※需給契約開始後、30分値を発注者が確認できる体制を整えること。

#### ①-3 燃料費等調整額

受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。なお、燃料費等調整額が設定されていない場合は、当該燃料費等調整額を0円とみなして算定するものとする。契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料費等調整額には当該地位を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

#### ①-4 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

#### ② 単価の単位

単価の単位は1円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入することとする。

#### ③ 消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

### (9) 入札金額算出方法

#### (1) 単価固定型契約

①燃料費等調整単価の反映は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は、算定諸元が公表されていることし、入札時に算定諸元を提出すること。各種単価の算定期間は調達者が指定する期間で算出すること。

②燃料費等調整単価を設定する場合、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定諸元を用いる場合は指定する燃料費等調整単価を用いて算出すること。なお受注者が独自に定める公開された算定諸元を用いる場合は本入札において指定する貿易統計、エリアプライス、30分値を使用して燃料費等調整費を算出すること。また、算定諸元に記載された各種係数について契約期間内は変更がないものとする。

③容量拠出金の負担額を考慮して各単価は算出を行うこと。

④本入札において、電気・ガス価格激変緩和対策は考慮しないこと。

#### (2) 市場連動型契約

① 損失率は当該地域の送配電事業者が定める数値もしくは0とする。

② スポット取引手数料単価は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は固定単価とする。

③ 管理費単価は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は固定単価とする。

④ 小売手数料は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は固定単価とする。

⑤ 環境価値単価は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は固定単価とする。

燃料費等調整単価の反映は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は、算定諸元が公表されていることとし、入札時に算定諸元を提出すること。各種単価の算定期間は調達者が指定する期間で算出すること。

⑥ 燃料費等調整単価を設定する場合、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定諸元を用いる場合は指定する燃料費等調整単価を用いて算出すること。なお受注者が独自に定める算定諸元を用いる場合は、受注者の供給約款に定める算定諸元を用い、本入札において指定する貿易統計、エリアプライスを使用して燃料費等調整費を算出すること。また、算定諸元における各種係数について契約期間内は変更を行わないものとする。

⑦ 容量拠出金の負担額を考慮して各単価は算出を行うこと。

⑧ 本入札において、電気・ガス価格激変緩和対策は考慮しないこと。

#### (10) 対価の支払方法

① 甲が別に定める分担率により、甲及び〇〇 (**\*分担者名称**) から支払うこととする。

② 毎月始めに、電気使用量等を別紙2及び別紙3の様式により、甲に送付することとする。

③ 甲は甲及び〇〇 (**\*分担者名称**) の負担額を計算し、乙へ通知することとする。

④ 乙は③の分担通知に基づいた請求書を作成し請求を行うこととする。

**(\*①及び③は、当該契約による電気料金を分担する者がいる場合)**

#### (11) その他

① 力率の保持のため自動力率調整装置を設置しているため、使用期間中は100%を保持する予定。

② フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。

③ 非常用自家発電設備を有している。構成は以下のとおり。

1, 000 kVA ○台

2, 000 kVA ○台

④ 30 kWの太陽光発電設備を有している。

⑤ 再生可能エネルギー電気の確認資料

乙は、契約年度における電気の供給が終了後、甲乙協議により定めた期間内に、供給元電源情報及び供給を行った電気に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、入札説明書別添3別紙4を甲に送付すること。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを入札説明書別添3別紙4提出後、甲乙協議により定めた期間内に提出すること。なお、提出された証書の写しに記載されて

いる情報が2.仕様を満たしていない場合、乙は、2.仕様を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを甲に提出する等により補修すること。

⑥ その他この仕様書に定めのない事項については、別途当局職員の指示に従うものとする。

《注1：供給電気方式、電力量等の計量など当該仕様書に定める内容は、建物毎に異なるため、電気供給約款や現在の供給元への聞き取りなどを通じて、正確に記載すること。》

《注2：契約電力が500kW以上の場合は、2.（2）①の予定契約電力の記載が異なるため、注意すること。》

## 月別予定使用電力量

(単位:kWh)

年 月	予定使用電力量
令和○年 4月分	
令和○年 5月分	
令和○年 6月分	
令和○年 7月分	
令和○年 8月分	
令和○年 9月分	
令和○年 10月分	
令和○年 11月分	
令和○年 12月分	
令和○年 1月分	
令和○年 2月分	
令和○年 3月分	
計	

《注1:直近のデータを基に、予定使用電力量を推計し、記載すること。》

《注2:月別予定使用電力量及びその合計を入札公告、入札説明書、入札心得、契約書案に適宜記載すること。》

(参考) 月別実績

年 月	最大需要電力
令和 ○ 年4月	
令和 ○ 年5月	
令和 ○ 年6月	
令和 ○ 年7月	
令和 ○ 年8月	
令和 ○ 年9月	
令和 ○ 年10月	
令和 ○ 年11月	
令和 ○ 年12月	
令和 ○ 年1月	
令和 ○ 年2月	
令和 ○ 年3月	

(注)この表は将来の最大需要電力量の数値を示すものではない。

## 電気使用量について( 年 月分)

契約電力量	kw
-------	----

使用期間	月 日 ~ 月 日
------	-----------

計器	前日	最大	有効	無効
当月(外)指示数				
前月(付)指示数				
差引				
乗率				
修正率				
使用量	kwh	kw	kwh	kvarh

燃料費調整単価	円
---------	---

月間力率	%
------	---

仕様書別紙3  
電気料金計算書

仕様書3、(8)の電気料金の算定に用いる料金体系、計算式及び単価は以下のとおりとする。(黄色セルに該当事項を記入すること)

1. 料金体系: ア 単価固定(燃調費:日一電の算定諸元)、イ 単価固定(燃調費:独自に定める算定諸元)

2. 料金算定の計算式

仕様書3、(8)で定める各料金のうち、容量拠出金の計算式は次のとおりとする。

① 容量拠出金(容量拠出金相当額を個別単価とする場合は計算式を、他の単価に含める場合はその旨を下欄に記入)

3. 単価表

区分	仕様書の単価名称※5	電気需給約数※1の 対応する単価名称※5	数量単位	予定数量	月数	単位	単価※2 税抜	税込	摘要※2
基本料金	基本料金単価		kW・月		12	円/(kW)			
電力置料金	月ごとの電力置料金単価		kWh			円/(kWh)			
燃料費等調整額	燃料費等調整額単価※3		kWh			円/(kWh)			
再生エネルギー 発電促進課金	再生エネルギー 発電促進課金単価		kWh			円/(kWh)			
容量拠出金	容量拠出金単価※4								

4. 電気料金

単価	料金適用電力	力率修正	料金
基本料金	円 ×	kW × (%-力率)	円
電力置料金	円 ×	kWh	円
燃料費調整額	円 ×	kWh	円
小計			
消費税等相当額			
請求金額			
			円

※1 受注者が交付する電気需給約数を指す。  
 ※2 電気需給約書から単価を引用する場合は、単価欄は斜線とし、摘要欄に引用する条項を記載すること。  
 ※3 引用する算定諸元及び算定方法を記載すること。  
 ※4 該当する個別の単価が無い場合は、入力欄を斜線とすること。  
 ※5 該当する単価が複数ある場合は、行を追加して記載すること。

仕様書3(8)の電気料金の算定に用いる料金体系、計算式及び単価は以下のとおりとする。(黄色セルに該当事項を記入すること)

1. 料金体系：① 単価変動(市場連動)

2. 料金算定の計算式

仕様書4(1)で定める各料金のうち、従量料金及び容量拠出金の計算式は次のとおりとする。

①-2 従量料金

従量料金 = 受電端30分値 ÷ (1 - 損失率) × (JEPXエリアの実績単価 + スポット取引手数料単価 + 環流価値単価) + 受電端30分値 × (託送料金単価 + 小売手数料単価)

① 容量拠出金(容量拠出金相当額を個別単価とする場合は計算式を、他の単価に含める場合はその旨を下欄に記入)

3. 単価表

区分	仕様書の単価名称※5	電気需給約款※1の 対応する単価名称※5	数量単位	予定数量	月数	単位	単価※2 税抜	税込	摘要※2
基本料金	基本料金単価		kW・月		12	円/(kW)			
	JEPXエリアの環流単価		kWh			円/(kWh)			
	スポット取引手数料単価		kWh			円/(kWh)			
	環流価値単価		kWh			円/(kWh)			
従量料金	託送料金単価を含む管理費単価		kWh			円/(kWh)			
	損失率※3		%						
	再生エネルギー 発電促進賦課金		kWh			円/(kWh)			
	容量拠出金	容量拠出金単価※4							

4. 電気料金

	単価	料金適用電力	力率修正	料金
基本料金	円 ×	kW	× (% - 力率)	円
電力量料金	円 ×	kWh		円
燃料費調整額	円 ×	kWh		円
小計				円
消費税等相当額				円
請求金額				円

※1 受注者が交付する電気需給約款を指す。  
 ※2 電気需給約款から単価を引用する場合は、単価欄は斜線とし、摘要欄に引用する条項を記載すること。  
 ※3 損失率は摘要欄に値又は電気需給約款の引用条項を記載すること。  
 ※4 該当する個別の単価が無い場合は、入力欄を斜線とすること。  
 ※5 該当する単価が複数ある場合は、行を追加して記載すること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

〇〇省〇〇〇〇長 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

「△△で使用する電気の調達」に係る入札に関する  
競争参加資格確認書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- ① 電気事業法第 2 条の 2 の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し
- ② 別紙 1 に掲げる適合証明書（条件を満たすことを証明する書類を添付すること）
- ③ 別紙 2 に掲げる供給する再生可能エネルギー電力及び環境証書の発電施設情報（開示内容に該当する資料を添付すること）

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E - m a i l :

## 適合証明書

令和 年 月 日

住 所 ○○県○○市○○  
会 社 名 ○○株式会社  
代表者氏名 ○○ ○○

下記のとおり相違ないことを証明します。

## 1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ( )	

## 2 二酸化炭素排出係数及び供給する電気に占める再生可能エネルギーの割合

	項 目	自社の 基準値
①	令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（事業者全体・供給する電気）（単位：kg-CO2/kWh） ※事業者全体、供給する電気のどちらの値であるかを併せて記載すること。	
②	供給する電気に占める再生可能エネルギーの割合（本契約の契約電力量に占める再生可能エネルギー電気の予定供給量を右欄に記載すること。）	

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（事業開始日から1年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期（参入日から1年以内に限る。）を「番号」欄に記載すること。

注2) 1の開示方法（又は事業開始日及び開示予定時期）を明示、及び2①の値が事業者全体であれば0.435、供給する電気であれば0.342以下であり、かつ2②の値が50%以上である者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

## 供給する再生可能エネルギー電気及び環境価値の発電施設情報

令和 年 月 日

住 所 ○○県○○市○○  
会 社 名 ○○株式会社  
代表者氏名 ○○ ○○

以下、開示内容の下欄①又は②の由来となる発電施設情報を提出し、当該発電施設を設置又は運転する発電事業者が設置又は運転する全ての再生可能エネルギー発電施設において、関係法令の違反がないことを誓約いたします。

開 示 内 容		番 号
①再生可能エネルギー電気・環境価値両方	②環境価値のみ	

- 注1) 関係法令とは、事業計画策定ガイドラインで示される主な関係法令リストに掲げられる法令をいう。
- 注2) 相対取引等、供給する電気を発電する発電施設が事前に特定できる場合は、①を選択の上、再生可能エネルギー電気及び環境価値の発行元である発電施設情報を別紙3を用いて入札時に提出すること。地域脱炭素化促進事業制度の認定事業から電力を供給する場合には、証明できる資料を入札時に提出すること。
- 注3) 供給する電気を発電する発電施設が事前に特定できない場合は、②を選択の上、環境価値の発行元である発電施設のトラッキング情報を別紙3を用いて入札時に提出すること。入札時に環境価値の電源情報の特定が不可能な場合には別紙4を用いて発注者が定める期間内に提出すること。
- 注4) 違法でないことを確認する対象としては、事業計画策定ガイドラインで示される主な関係法令リストに掲げられる法令等であるが、地域との共生を図る再エネを推進する観点では、環境省が策定する「太陽光発電における自然環境配慮の手引き」等を参照し、手引きを遵守した発電施設から電気を調達することが望ましい。





### 特定電源割当証明書

●●●  
○○○○様

○○県○○市○○  
株式会社○○○  
代表取締役 ○○ ○○

以下のとおり●●●に電気を供給したことをここに証する。  
また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値が、●●●に移転したこと及び当該価値がいかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

- 1 お客様情報
  - お客様番号 ○○○○
  - 需要施設名 ○○○○
  - 需要施設住所 ○○県○○市○○
  - 契約電力 ○○○○kW

- 2 供給期間 ○年○月○日～○年○月○日

### 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(環境価値の属性情報は別紙のとおり)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月 (見込み)	累積 (見込み)
再生エネルギー由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再生エネルギー比率 (%)【C】													

担当者等連絡先
部署名:
責任者名:
担当者名:
T E L:
E - mail:



## 電気の供給を受ける契約における総合評価落札方式の評価方法

## 1. 落札方式

落札者の決定は、次の要件ア～エの全てに該当する者のうち、2の「総合評価点の計算方法」によって得られた総合評価点が最も高い者とする。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示していること。

ウ 小売電気事業者の事業者全体又は本契約で提供される電力（以下「調達電力」という。）の調整後二酸化炭素排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの又は温対法に基づき小売電気事業者が算定した最新のもの）が、事業者全体であれば 0.435 kg-CO<sub>2</sub>/kWh 以下、調達電力であれば 0.342 kg-CO<sub>2</sub>/kWh 以下であること。

エ 調達電力に占める再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）電気が 50%以上であること。再エネ電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満。ただし、揚水発電を含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を評価対象とする。

なお、イ～エの要件については別添 3 を提出すること。

## 2. 総合評価点の計算方法

## (1) 入札価格点及び得点

ア 入札価格点については、入札価格を 100 万円で除して得た値とする。

イ 得点については、1「落札方式」のウ及びエを満たしているものに標準点（100 点）を与える。更に 3「評価基準」に基づき、評価に応じて得点（以下「加算点」という。）を与える。なお、加算点の満点は 50 点とする。

$$\text{総合評価点} = \frac{\text{得点}}{\text{入札価格点}}$$

- ・ 入札価格点 = 入札価格 ÷ 100 万円
- ・ 得点 = 標準点の満点（100 点） + 加算点の満点（50 点）

(2) 評価基準

加算点は各評価基準ア～キに応じて点数を与え、その総計とする。

加算点の評価項目			配点 ※
ア	必須	事業者全体の二酸化炭素排出係数	20点
イ		調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合	10点
ウ		再生可能エネルギーの導入状況	5点
エ		未利用エネルギーの活用状況	5点
オ		調達電力に占める追加性のある再生可能エネルギー電気の割合	5点
カ		指定地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組	5点
キ	任意	ディマンド・レスポンスの取組	任意

※：配点は加算点の標準的な例を示したもの。加算点の合計50点を変更しない限り、調達者の判断により、キの任意の評価項目の採用を含め、配点・配分を決めることは差し支えない。

各項目の評価方法の詳細は次頁以降のとおり。

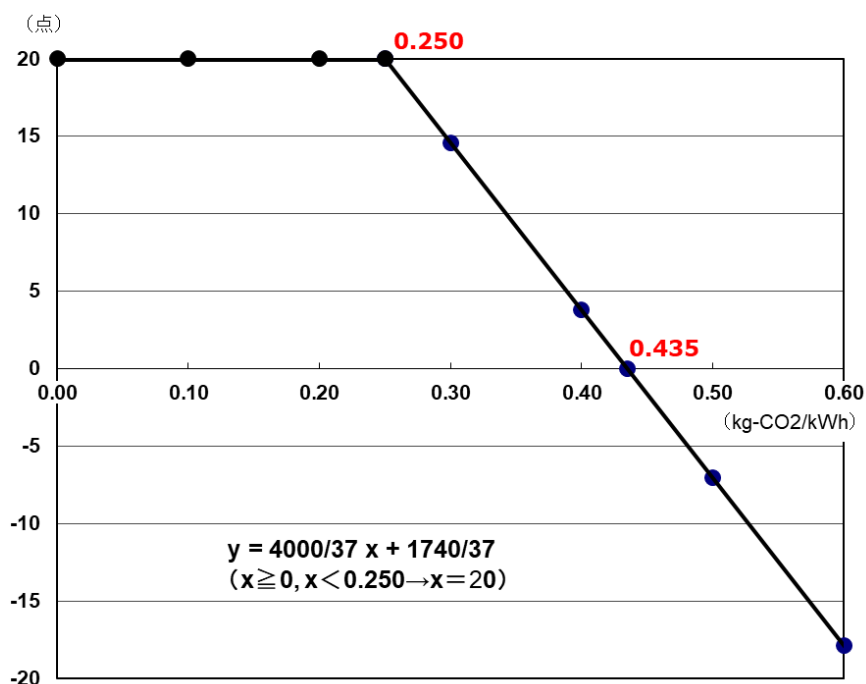
## ア 令和7年度1kWh当たりの調整後二酸化炭素排出係数

令和7年度の事業者全体の調整後排出係数として、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表した数値を評価する。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。温対法に基づき令和7年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和7年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。

線形評価とし、0.435 kg-CO<sub>2</sub>/kWhを下回る場合は20点を上限に加点し、上回る場合は減点する。なお、0.250 kg-CO<sub>2</sub>/kWh以下は満点を与える。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

$$\text{加算点ア： } y = -\frac{4000}{37}x + \frac{1740}{37} \quad (x \geq 0, x < 0.250 \rightarrow x = 20)$$



図Ⅱ-2.1-1 事業者全体の二酸化炭素排出係数に係る評価式及び評価図（加算点）

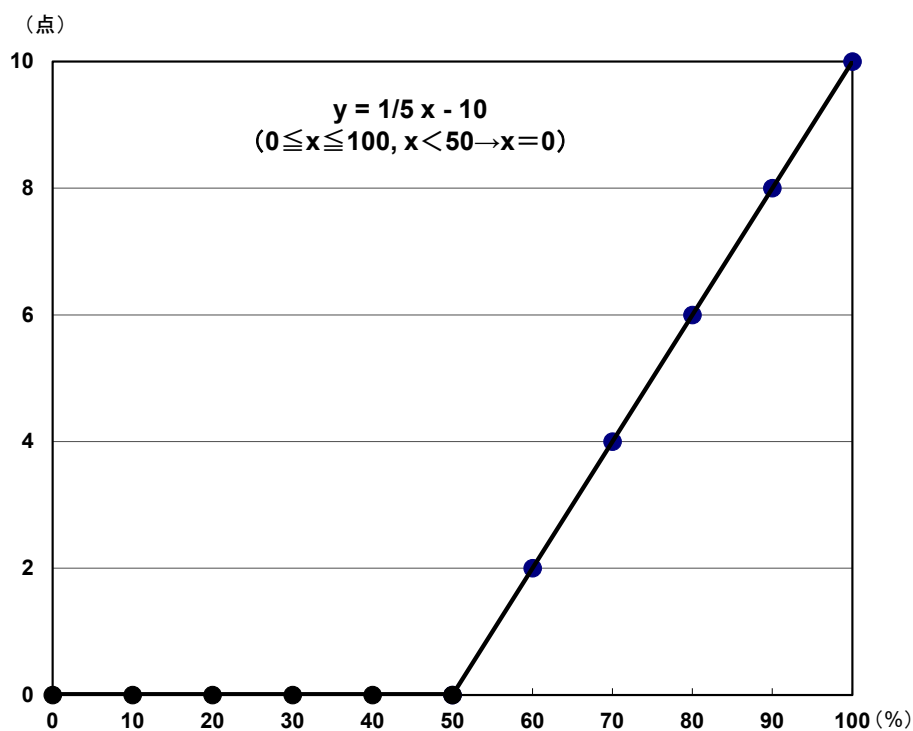
なお、線形評価に当たっては自動算定用のエクセルを[環境省のホームページに掲載](#)しているので参考にされたい（以下同じ）。

## イ 調達電力に占める再エネ電気の割合

評価対象の再エネ電気は1「落札方式」で定めるとおり。線形評価とし、50%を上回る場合に加点し、100%で満点を与える。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

$$\text{加算点イ： } y = \frac{1}{5}x - 10 \quad (0 \leq x \leq 100, x < 50 \rightarrow x = 0)$$



図Ⅱ-2.1-2 調達電力に占める再エネ電気の割合に係る評価式及び評価図（加算点）

## ウ 再エネの導入状況

再エネの導入状況とは、次の①から⑤に示した再エネ電気の利用量 (kWh) を前年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値。ただし、①から⑤の再エネ電気の利用量は前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

- ①自社施設で発生した再エネ電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再エネ電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量 (送電端 (kWh))
- ②グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度<sup>1</sup>により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書 (電力)<sup>2</sup>の量 (kWh)
- ③J-クレジット制度<sup>3</sup>により認証された再エネ電気由来クレジットの電力相当量 (kWh)
- ④非化石価値取引市場<sup>4</sup>から調達した固定価格買取制度による再エネ電気に係る非化石証書の量 (kWh)
- ⑤非化石価値取引市場から調達した再エネ電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量 (kWh)

(算定方式)

$$\text{前年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{前年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端) (①+②+③+④+⑤) (kWh)}}{\text{前年度の供給電力量 (需要端) (kWh)}} \times 100$$

<sup>1</sup> 民間で取引されているグリーン電力・熱証書について、証書の CO<sub>2</sub> 排出削減価値を国が認証することにより、温対法に基づく算定・報告・公表制度における国内認証排出削減量等として活用できるようにするもの。

<sup>2</sup> グリーン電力に由来するグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量については、当該削減相当量として認証された自家消費電力量 (kWh) とする。

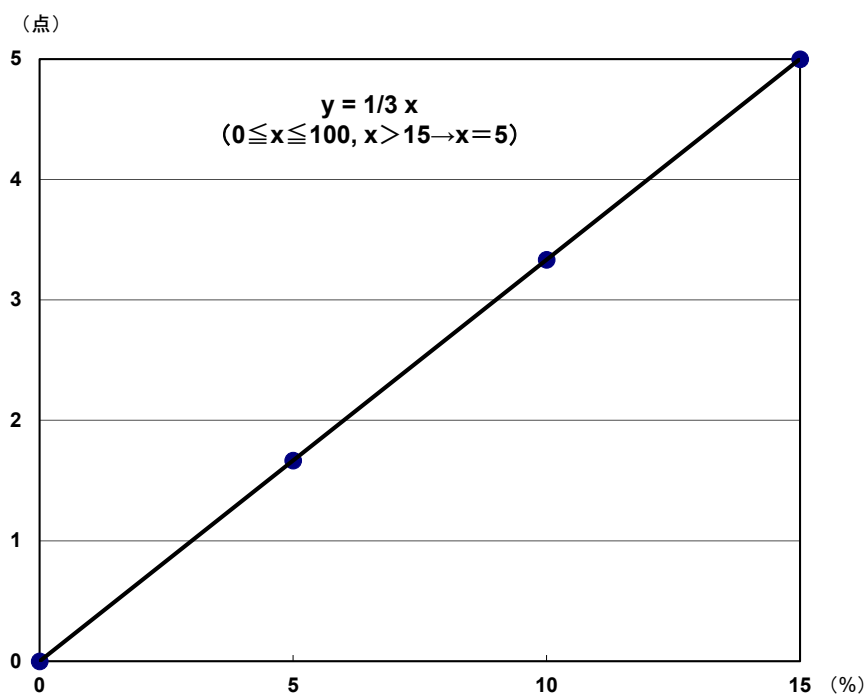
<sup>3</sup> 省エネルギー機器の導入や再生可能エネルギーの活用による CO<sub>2</sub> 等の排出削減量、適切な森林管理による CO<sub>2</sub> 等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度である。

<sup>4</sup> 非化石価値取引市場には「再エネ価値取引市場」と「高度化法義務達成市場」があり、FIT 非化石証書は「再エネ価値取引市場」で、非 FIT 非化石証書は「高度化法義務達成市場」でそれぞれ取り引きされている。

事業者全体の供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の導入割合を評価する。導入していれば加点することとし、15%を満点として5点を上限に線形評価する。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

加算点ウ：  $y = \frac{1}{3}x$  ( $0 \leq x \leq 100, x > 15 \rightarrow x = 5$ )



図Ⅱ-2.1-3 再エネの導入状況に係る評価式及び評価図（加算点）

## エ 未利用エネルギー<sup>5</sup>の活用状況

未利用エネルギーの有効活用の観点から、前年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおりとする。

前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh) を前年度の供給電力量（需要端）(kWh) で除した数値

(算定方式)

$$\text{前年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端) (kWh)}}{\text{前年度の供給電力量 (需要端) (kWh)}} \times 100$$

未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

事業者全体の供給電力量に占める未利用エネルギーの活用割合を評価する。活用していれば加点することとし、2%を満点として5点を上限に線形評価する。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

$$\text{加算点} \text{エ} : y = \frac{5}{2}x \quad (0 \leq x \leq 100, x > 2 \rightarrow x = 5)$$

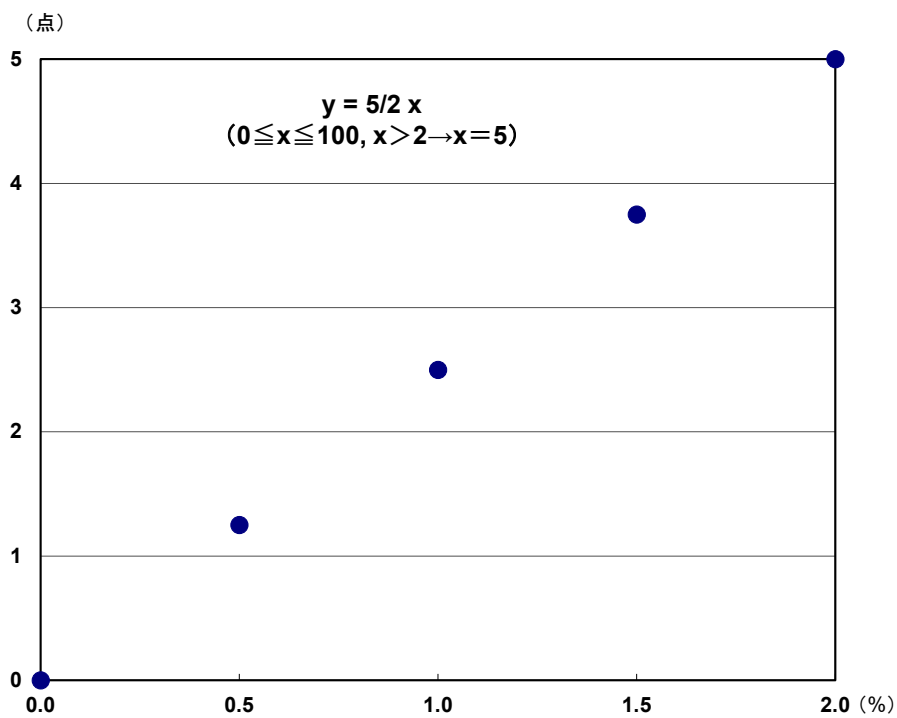
---

<sup>5</sup> 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。））をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第2条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

③高炉ガス又は副生ガス



図Ⅱ-2.1-4 未利用エネルギーの活用状況に係る評価式及び評価図 (加算点)

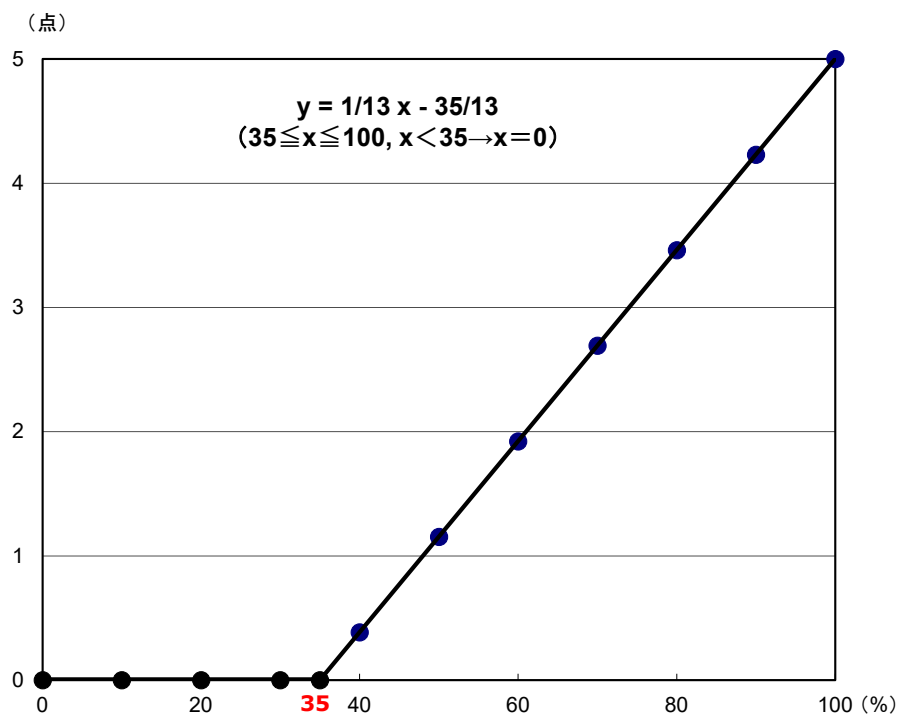
## オ 追加性のある再エネ電気の評価

追加性の要件としては、RE100 技術要件を参照して、運転開始日又はリパワーリング日が 15 年以内である再生可能エネルギー電気を対象とする。

調達電力に対して追加性のある再生可能エネルギー電気を 35%以上供給していれば加点することとし、100%を満点として 5 点を上限に線形評価する。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

$$\text{加算点オ} : y = \frac{1}{13}x - \frac{35}{13} \quad (0 \leq x \leq 100, x < 35 \rightarrow x = 0)$$



図Ⅱ-2.1-5 追加性のある再生可能エネルギー電気に係る評価式及び評価図（加算点）

## カ 指定地域における持続的な再エネ電気の創出・利用に向けた取組

(1. 指定地域において発電された電力を供給していること を選択する場合)

●●市(施設所在地)に所在する発電施設で発電もしくは発行された電力・証書を供給する場合に配点の満点を与える。入札説明書別添3別紙2の適合証明書により、入札時に該当する電力もしくは証書の発電施設情報を提出すること。また契約満了時に証書及びそのトラッキング情報を実績として報告すること。

(2. 「地域脱炭素化促進事業制度」において誘致された地域に役立つ再エネ事業で発電された電力を供給していること を選択する場合)

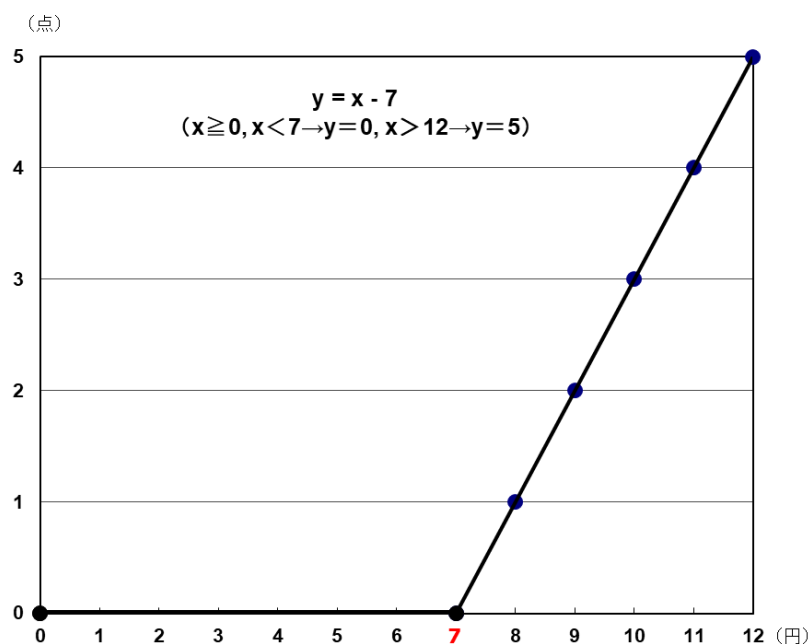
地域脱炭素化促進事業制度で認定された電力を供給していれば配点の満点を与える。入札説明書別添3別紙2の適合証明書により、入札時に該当する電力及び証書の発電施設情報を提出すること。また契約満了時に証書及びそのトラッキング情報を実績として報告すること。

(3. 指定地域における卒FIT電気の買取を行っていること を選択する場合)

以下どちらかを選択して記載。

①供給される電気に占める●●市産卒FIT電気の割合に応じて0～5点を付与する。  
0～4%：1点、5～9%：2点、10～19%：3点、20～29%：4点、30%以上：5点

②卒FIT電気を7円以上の買取価格で買い取っていれば加点することとし、12円を満点として線形評価する。



図Ⅱ-2.1-8 卒FIT電気の買取価格に係る評価式及び評価図(加算点)

(4. 再エネに関する連携協定先の電力を供給していること を選択する場合)

●●市 (施設所在地) の連携協定先である ○○市 に所在の発電施設で発電もしくは発行された電力・証書を供給する場合に配点の満点を与える。入札説明書別添3別紙2の適合証明書により、入札時に該当する電力もしくは証書の発電施設情報を提出すること。また契約満了時に証書及びそのトラッキング情報を実績として報告すること。

キ デイマンドレスポンスの取組 ※評価しない場合はこの項目を削除すること。

小売電気事業者の電気料金型やインセンティブ型をはじめとした、以下に記載するデ  
イマンドレスポンスのいずれかの取組を行っていることを評価する。

- 下げ DR (ピーク時節電) に関する加点例
  - ✓ 需給ひっ迫時のインセンティブ型 DR を常設、高圧需要家向けの報酬付き節電プログラムの運用など
- 上げ DR (再エネ余剰吸収・ピークシフト) に関する加点例
  - ✓ 再エネ出力抑制時間帯に合わせた「上げ DR メニュー」、季節キャンペーン型の需要前倒し (先冷/先充電等) など
- アプリ/見える化/スマートメーター連動に関する加点例
  - ✓ アプリによる節電ナッジ+ポイント付与、スマートメーター・マイページのアラート機能 (当日/直前プッシュ) など
- IoT 機器の遠隔制御 (機器制御型 DR) に関する加点例
  - ✓ 通信機能付きヒートポンプ給湯機/蓄電池の事前同意に基づく遠隔制御、EV 充電の時間帯別制御/課金 (オプトイン方式)
- 料金メニュー (価格シグナル) に関する加点例
  - ✓ 季節別・時間帯別・曜日別の料金設計、市場連動型 (JEPX 連動等) プラン、ネガワット取引など
- アグリゲーション/VPP・市場連携に関する加点例
  - ✓ アグリゲーターとして容量市場の発動指令電源を保有/運用、需給調整市場 (一次/三次①等)・調整力市場 I' への DR 供出、VPP (仮想発電所) の構築・実証及び運用など
- 地域エネルギー×DR (マイクログリッド等) に関する加点例
  - ✓ 地区 EMS と連携した DR オペレーションなど

(3) 提出を必須とする資料

ウ～キ※の評価項目の取組状況を様式1により提出すること。

※キを評価項目に含めない場合は「カ」に修正すること。

## 総合評価落札方式における評価項目の取組状況

令和〇年〇月〇日

住所  
会社名  
代表者氏名

このことについて、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

なお、この報告書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

## 記

件名： △△で使用する電気の調達

項目		自社の基準値／計画値／取組
ア	令和7年度1kWh当たりの事業者全体の二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh）	
イ	調達電力に占める再生可能エネルギーの割合（単位：%）	
ウ	令和7年度再生可能エネルギー導入状況（単位：%）	
エ	令和7年度未利用エネルギー活用状況（単位：%）	
オ	調達電力に占める追加性のある再生可能エネルギーの割合（本契約の調達電力に占める再エネ割合※を右欄に記載すること。）（単位：%）	
カ	地域脱炭素化促進事業制度／卒FIT電力の買取／連携協定先の再エネ割合※ （該当する場合には右欄に「有」と記載した上で関係書類を提出すること。）	
キ	ダイヤモンドレスポンスの取組（該当する場合には右欄に「有」と記載した上で、取組内容の詳細を記載もしくは説明書類を添付すること。）	

※いずれかを調達者が選択

以上

令和〇年度△△で使用する電気の調達 予定価格調書 内訳

別紙

月	基本料金単価 (円/キロワット) (a)	予定契約電力 (キロワット) (b)	基本料金 (円) (c = a × b)	電力量料金単価 (円/キロワット時) (d)	予定使用電力量 (キロワット時) (e)	電力量料金 (円) (f = d × e)	燃料費等調整単価 (円/キロワット時) (g)	燃料費等調整額 (円) (h = e × g)	電気料金 (円) 円未満端数切り捨 (c + f + h + j)
4月	3,630.00		0.00	19.87		0.00		0.00	0
5月	3,630.00		0.00	19.87		0.00		0.00	0
6月	3,630.00		0.00	19.87		0.00		0.00	0
7月	3,630.00		0.00	19.87		0.00		0.00	0
8月	3,630.00		0.00	19.87		0.00		0.00	0
9月	3,630.00		0.00	19.87		0.00		0.00	0
10月	3,630.00		0.00	19.87		0.00		0.00	0
11月	3,630.00		0.00	19.87		0.00		0.00	0
12月	3,630.00		0.00	19.87		0.00		0.00	0
1月	3,630.00		0.00	19.87		0.00		0.00	0
2月	3,630.00		0.00	19.87		0.00		0.00	0
3月	3,630.00		0.00	19.87		0.00		0.00	0
計			0			0		0	0
× 100 / 110									
									0

円

- ・基本料金単価、電力量料金単価ともに、東京電力パワーグリッド(株)における最終保障電力料金による。
- ・予定契約電力は令和●年度実績の最大需要電力による。
- ・予定使用電力量は令和●～●年度の使用量の平均値。(使用量は1,000kwキロワット未満切上げ)
- ・燃料費等調整単価は令和●年度実績による。
- ・基本料金の力率割引は考慮しない。
- ・各単価には消費税及び地方消費税額を含む。

⇒